

特別児童扶養手当の審査に関する声明

先月末から今月にかけて新聞等で報道された特別児童扶養手当の審査に関し、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「当会」という。）として声明を発表いたします。

まず、特別児童扶養手当（以下「特児手当」という。）については、昭和39年（1964年）に当時の全日本精神薄弱者育成会をはじめとする関係団体が国に働きかけて制度化された経緯があります。また、その後も全日本精神薄弱者育成会の働きかけによって対象児童の拡大などが図られてきました。その結果、現在では25万人近い受給者数のある手当となっています。

今回の新聞報道等によると、特児手当について大きく次の5点について課題が指摘されています。

- （1）特児手当の申請が却下される件数が令和元年度（2019年度）までの10年間で3倍近く増加
- （2）一度受給対象となった後、更新時の審査で打ち切られるケースも増加傾向
- （3）却下件数については地域差が大きく、申請の6割超が却下の自治体もある
- （4）発達障害児の申請件数が増えていることが問題の背景にあると想定されるが、国としての基準が曖昧
- （5）厚生労働省としては、診断書の様式を一部見直して判定のばらつきをなくしたい考え

このうち、（2）については当会にも具体的な事例が寄せられています。

ある県では、医師が診断書に「嚴重な注意が必要で、障害の程度も中度」と明記したにも関わらず、前回の診断書と比較して2～3項目が「全介助」から「一部介助」に変更されたことを理由に非該当となってしまう、不服審査も検討している状況です。

また、（3）については却下件数が増加していることはもちろんのこと、地域によって大きな差異が生じていることに強い懸念があります。令和元年度だけの状況である可能性もありますが、住んでいる場所によって却下率0%から60%超までの開きが出るというのは、全国一律の制度として適当なのでしょうか。

当会としては、こうした状況を踏まえ、まず国において特児手当の審査基準を明確化するとともに、全国の審査実態を仔細に調査することが不可欠と考えます。

そして、著しい地域差が認められる場合には、適切な審査基準を設定した上で国において一括して審査する方式の導入なども検討する必要があると考えます。

令和3年（2021年）9月16日

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

会 長 久 保 厚 子